

会 議 録 目 次

令和7年第2回海田町議会臨時会（第1日目）

令和7年3月10日（月）午前9時00分 開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について	3
日 程 第 2	会期の決定について	3
日 程 第 3	諸般の報告 ・ 議会報告	3
日 程 第 4	同意第1号 副町長の選任の同意について	6
日 程 第 5	第26号議案 工事請負契約の変更について（（仮称）新畝橋下部工 事（その1））	7
日 程 第 6	第27号議案 財産の取得について（教師用教科書等）	15
日 程 第 7	第28号議案 令和6年度海田町一般会計補正予算（第8号）	19
日 程 第 8	第29号議案 令和7年度海田町一般会計補正予算（第1号）	21
	（閉 会）	27

令和7年第2回海田町議会臨時会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 令和7年3月10日(月)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 3月10日(月)午前9時00分宣告(第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応招議員(15名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 白井政志  | 3番  | 石橋京子  |
| 4番  | 西田誠一  | 5番  | 玉川真里  |
| 6番  | 小田久美子 | 7番  | 大高下光信 |
| 8番  | 大江康子  | 9番  | 下岡憲国  |
| 10番 | 宗像啓之  | 11番 | 久留島元生 |
| 12番 | 多田雄一  | 13番 | 崎本広美  |
| 14番 | 前田勝男  | 15番 | 佐中十九昭 |
| 16番 | 桑原公治  |     |       |

~~~~~○~~~~~

5. 不応招議員(1名)

2番 新谷知紀

~~~~~○~~~~~

6. 出席議員(15名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 白井政志  | 3番  | 石橋京子  |
| 4番  | 西田誠一  | 5番  | 玉川真里  |
| 6番  | 小田久美子 | 7番  | 大高下光信 |
| 8番  | 大江康子  | 9番  | 下岡憲国  |
| 10番 | 宗像啓之  | 11番 | 久留島元生 |
| 12番 | 多田雄一  | 13番 | 崎本広美  |
| 14番 | 前田勝男  | 15番 | 佐中十九昭 |
| 16番 | 桑原公治  |     |       |

~~~~~○~~~~~

7. 欠席議員（1名）

2番 新谷知紀

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 町         | 長 | 竹野内 啓 佑 |
| 副 町       | 長 | 山 崎 真 紀 |
| 企 画 部     | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 総 務 部     | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 建 設 部     | 長 | 木 村 生 栄 |
| 建 設 部 次   | 長 | 門 前 誠 司 |
| 財 政 経 営 課 | 長 | 倉 本 勇 登 |
| 総 務 課     | 長 | 中 村 修 介 |
| 建 設 課     | 長 | 早稲田 誠   |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 山 え り |
| 主 査 | 戸 成 正 考 |
| 主 任 主 事 | 須 崎 亮 |

~~~~~○~~~~~

10. 議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程 第 2 会期の決定について
- 日程 第 3 諸般の報告
- 日程 第 4 同意第 1 号 副町長の選任の同意について
- 日程 第 5 第 26 号議案 工事請負契約の変更について（（仮称）新畝橋下部工事（その 1））
- 日程 第 6 第 27 号議案 財産の取得について（教師用教科書等）
- 日程 第 7 第 28 号議案 令和 6 年度海田町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程 第 8 第 29 号議案 令和 7 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）

~~~~~○~~~~~

11. 議事の内容

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。ただいまの出席議員数は 15 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 7 年第 2 回海田町議会臨時会を開会いたします。なお、本日は、地方自治法第 121 条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。議場内でスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切っていただきますようお願いを申し上げます。今一度確認をお願いします。

直ちに本日の会議を開きます。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（竹野内）皆さん、おはようございます。本日、令和 7 年第 2 回の海田町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方には全員御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本臨時会には、同意、契約変更、財産の取得、各 1 件、そして、補正予算を 2 件ほど提出してございます。議員の皆様方には、慎重に御審議いただきまして、是非とも議決をいただきますよう、よろしくをお願いを申し上げます。開会の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付をしております日程第 1 から日程第 8 に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、議長より、6 番、小田議員、7 番、大高下議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日といたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 3、諸般の報告を行います。

まず初めに、2 月 17 日に安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催されましたの

で、組合議会の議員であります私から概略についてを御報告いたします。それでは、令和7年2月17日に開催されました令和7年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告をいたします。第1回定例会におきましては、人事案件1件、予算案件3件、条例改正2件、その他案件1件が提出されました。まず、人事案件として、管理者の選任については、坂町長の吉田隆行氏が選任をされました。次に、補正予算として、令和6年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算について、翌年度繰越しして使用することができる経費を設定するもので、原案のとおり可決をされました。次に、条例改正として、職員の給与に関する条例等の一部改正について及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正についてが提出され、いずれも原案のとおり可決されました。次に、その他案件として、令和7年度における組合経費の関係市町の負担金の負担方法についてが審議され、本町の負担金は、安芸地区衛生施設管理組合一般会計3,277万1,922円、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計3億2,621万2,761円と決定をしました。次に、予算関係として、令和7年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,954万4,000円と定めるもので、また、令和7年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額それぞれを13億7,732万7,000円と定めるもので、いずれも原案のとおり可決をされました。なお、関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。以上で、令和7年第1回安芸地区衛生施設管理組合定例会についての報告を終わります。次に、2月18日に令和7年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員でございます下岡議員から議会の概略について報告を求めることにいたしたいと思っております。下岡議員。

○9番（下岡）9番、下岡です。広島県後期高齢者医療広域連合議会報告。令和7年2月18日に令和7年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の私から議会の概略について御報告いたします。定例会においては、人事案件2件、条例案件2件、予算案件4件の議案8件、条例案件の会議案1件が提案されました。まず、人事案件として、議案第1号及び議案第8号、広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきましては、世羅町長の奥田正和氏、坂町長の吉田隆行氏が選任されました。次に、条例案件として、刑法の一部改正により、刑の種類のうち、懲役及び禁錮が廃止され、代えて拘禁刑が創設されたため、規定の整理を行うとともに、所要の経過措置を定める、議案第2号、広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・

個人情報保護審査会条例及び広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料の軽減措置について所要の改正を行う、議案第3号、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてが、原案のとおり可決されました。次に、予算案件として、特別会計への事務費繰出金の減額等に伴う、議案第4号、令和6年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号、保険給付費の増額等に伴う、議案第5号、令和6年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第3号が、いずれも原案のとおり可決されました。次に、議案第6号、令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、歳入歳出それぞれ16億4,512万6,000円とし、議案第7号、令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出それぞれ4,934億1,294万7,000円とし、いずれも原案のとおり可決されました。続いて、刑法の一部改正に伴い、規定の整理を行う、会議案第1号、広島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてが、原案のとおり可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、御覧いただきたいと思っております。以上で、令和7年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（桑原）次に、2月20日に令和6年度全国自治功労者等表彰につきまして、私が議会議長として7年以上の在職の表彰を受けました。また、大江議員、下岡議員、宗像議員が議会議員として15年以上の在職の表彰を受けました。また、多田議員が議会議員として、27年以上在職の表彰を受けました。多年にわたり、地域の振興発展に寄与されたことをたたえられ、受賞された皆さん、誠におめでとうございます。また、広報コンクール表彰について、海田町議会が全国町村議会議長会広報コンクールにおいて、言語・文章部門奨励賞を受賞いたしました。また、広島県町議会議長会広報コンクールにおいて、広報紙部門で4年連続特選を受賞いたしました。議会活動を分かりやすく伝える紙面づくりについて高く評価をされたものでございます。議会広報の作成に携わってこられた委員の皆さん、誠におめでとうございます。また、同日、広島県町議会議員研修会が開催され、議員16名が参加をいたしました。以上で議会報告を終わります。

この際、議長より執行部の皆さんにお願いをいたします。質問質疑の際に、答弁漏れがないよう気をつけていただきたいと思います。なお、挙手の際には職名を名乗っていただきますようお願いを申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第4、同意第1号、副町長の選任の同意についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めたいと思います。町長。

○町長（竹野内）同意第1号、副町長の選任の同意について。令和7年3月31日をもって、山崎副町長が辞職することに伴い、副町長の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、夏目啓一さんでございます。詳細につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、同意第1号、副町長の選任の同意について御説明いたします。説明は資料1でいたしますが、議案書は1ページでございます。資料1をお願いいたします。平成7年3月31日をもって、山崎副町長が辞職することに伴い、新たに夏目啓一さんを副町長として選任することについて同意をお願いするものでございます。任期は令和7年4月1日から4年でございます。

それでは、夏目啓一さんの経歴等について御説明いたします。広島市安佐南区にお住まいで、現在52歳でございます。主な職歴でございますが、平成7年に広島県に採用され、総務部人事課に勤務、平成23年からは健康福祉局がん対策課主査、平成25年から総務局財政課主査、平成30年から総務局財政課参事、令和5年から環境県民局文化芸術課長として活躍しておられます。広島県職員として培った幅広い経験や豊富な知識をお持ちの方で、広島県において要職を務められ、その行政手腕は町長の補佐役としてその重責を十分に担う適任であると判断し、同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、同意第1号について採決を行います。

お諮りいたします。同意第1号については、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、同意第1号は、これに同意すると決定いたします。この際、御紹介申し上げます。ただいま選任の同意をいたしました夏目啓一さんが本日来庁されておりますので、招致をいたしたいと思っております。夏目さん、入場してください。

(夏目啓一氏、入場)

○議長(桑原) それでは、夏目さんより発言の申出がございますので、これを許可したいと思います。どうぞ、夏目さん、壇上へお上がりください。

○(夏目) ただいま、副町長選任の御同意を賜りました夏目でございます。お許しをいただきまして、御挨拶申し上げます。この度、副町長選任の御同意をいただき、身が引き締まる思いとともに、責任の重大さを痛感しております。もとより微力ではございますが、竹野内町長を補佐し、職員の皆さんと力を合わせて、海田町の発展のため全力を尽くしてまいる所存でございます。桑原議長をはじめ、町議会の皆様には、格別の御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。本日は御同意いただき、ありがとうございます。ありがとうございました。

○議長(桑原) 夏目さんには副町長として、まずは、1日も早く、海田町の状況や課題について御理解をいただきたいと思っております。そして、県職員として培われてこられた知識や経験を最大限に生かし、町長を補佐するとともに、職員と協力しながら、町政発展と安定した行政運営に努めていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。御退場ください。

(夏目啓一氏、退場)

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第5、第26号議案、工事請負契約の変更について、(仮称)新畝橋下部工事その1を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(竹野内) 第26号議案、工事請負契約の変更について。海田町畝一丁目地内外において施工する(仮称)新畝橋下部工事その1の請負契約の変更契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長(桑原) 財政経営課長。

○財政経営課長(倉本) それでは、議案書の4ページをお願いいたします。第26号議案、工事請負契約の変更についてでございます。令和6年、第38号議案により議決を得た



○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）この変更についてですよね、何回も言うように、多額の金額をかけてですね、ボーリング調査あるいは地盤調査など、今までずっとやってこられて、再々こういうね、地盤の箇所が硬い地盤があったり、やおい地盤があったり、そういういろいろ言われますがね、過去にも何回もね、地盤の調査、あるいは、それによって変更が生じて、まだこれは、金額に対して、今説明があったがね、これでまた金額も変更されると思いますかね、何のために多額の金額をやって、事前調査、私も知ってますが、ボーリングも何箇所も何日もかかってやられてね、硬い地盤が発見されなかったっちゃうことはどういうことか、ちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）おっしゃられるように土地の中の調査というのは、ちょっと非常に想定が難しいもの、で今回、橋の設計をするに当たり、基本的に橋台、橋脚のジャストのところ、ここにつきましては、ボーリング調査をさせていただき、支持地盤までを調査いたしました。で、ボーリング調査、多額のお金がかかりますので、いっぱいいっぱいやるっていうわけにはいきませんので、その中で、土質の想定ライン、硬い土質かどうかというところを想定いたしました。想定になかった土質、硬い地盤が出てきたものでございまして、最低限必要なところは調査いたしましたけども、ちょっと想定にないものが出たというものでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）それは、今まで言われた通りと同じ説明、文句じゃないですか。そうじゃなくてね、今、技術が発達して、ね、エクス線か何か知らんが、どこにどういう硬いものがあるかという、分かるような技術もありますよ。金額がかかるからどうのこうのじゃなしにね、あなた方は、どういうて、説明で逃げられるか知らんのやがね、ボーリング調査でも、その橋脚の下のほう、かかるところは、何十箇所もやっておられますよ。その中で、硬いところが見つからなかった、どうのこうのはの、それは理由にならんですよ。今の技術の高さでやって、矢板が入らんかったら、いろいろな仕様の工法もありますよ。ね、エアーでめぐとかなんとか、そういうね、昔みたいにね、そういう技術が遅れてるちゅうようなことはちょっと私は想定できないんですがね。そこらはもうちょっと詳しくね、あなたは土木の関係者、責任者でしょうが、もっと勉強してからに

ね、ちょっと改めてね、どういうあれで、どういう、これで、こういう地盤が見つからなかった、こうこうこうで、今までどおりじゃなくてね、ちょっとは変更した答弁をお願いしますよ。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい。おっしゃられるように、土の中の調査というのはちょっと非常に難しいところがございます。その中で、効率的、効果的にボーリング調査、地質調査をさせていただいておるところでございますが、で、その想定した土質に対してですね、この度は硬いところが出るということで、ウォータージェットっていう、土をほぐす方法なんです、それを採用しておりましたが、それでもまだ更に硬いものが出ました。で、議員さんおっしゃられるように、今技術がいろいろ進歩しておりますので、そういった、技術の効果的なもの、効率的なもの、そして、より安価なものを想定の中にですね、組入れて、更に組入れて、今後、想定外に対しても、ある程度、適切に対応できるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが。同じようなことになるわけですがね、これは、相当昔の話だがね、ちょっと脱線したところから入るんじやが、以前、今でいう安芸消防の本部、この裏のところに下水工事を昔やった。そしたらねえ、何かこう、ボックスカルバートか何か出てきて、相当多額の費用がかかった、こういうことがあって、そのときに言うたんよ。そういうふうに工事が始まってね、事前調査やって、なおかつ障害が出るんなら、もうあっさりやめたらどうかと。ね。で、そのときになって、それだけの費用みたりゃええじゃないか。今の、崎本議員の言う、同じことや。事前、ボーリング調査やって、地盤が硬かった、地盤がやわかった。何のための事前調査するんか、まず、これ1点目。ね。事前調査の意味が全くない。だったら、やめて、そういうふうなところにボーリングなんぼかかったんか、2点目。これもついでに聞いてみたい。ボーリングの工事がね。それだけこれの追加を見てあげたら、なんでもない、そのほうが安いんじゃないんか。こういう気がするんだが、どうなんか、それ。それで今、雨が降ったとか水が出たとか、川の仕事である以上はね、水が増えたり減ったりね、そんなものは当たり前のことなんよ。だから、そのために水替え云々費用で、場合によっては80パーみるんよ。今回何本みたのか知らんけども、少なくともこのときに事前に移動したはずよ。あした雨が降るというんで、夜遅うまでやってかかってね、仮設事務所とか、いろ

いろいろもろ、移設したはずよ。そうしたら、いまだに、土のう袋が流れたとか、やりかえた。そんなものは川の工事である以上は当たり前なんよね、今言うように。ね。土木の仕事で水とったら丸儲けじゃない。そのために水開閉じゃ何とかいうて費用をみるんじゃないのか、その辺はどうなのか。まだ言いたいことはあるけども、言うてもしょうがないが、ね。そういうボーリング事前調査みたいなものを再度考慮する考えはないのかどうか、3点ほど。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい。まず、何のためか、ボーリング調査、事前調査についてでございますが、当然工事をするために、そういった土質の想定ができませんと、工事をする機械の選定ができません。で、そういった選定、それから工程、どれだけかかるかなっていう工期の算定、そういったものを参考資料としてさせていただいております。で、その中で、先ほども答弁させていただきましたように、多額な費用、この度は、結構深いところまで、支持層まで掘らなきゃいけませんので、1か所当たり、四、五百万円、ボーリング調査にかかります。で、いうところで、先ほど申し上げましたように、効率的、効果的に調査をして、地盤の想定をするというような形で設計のほうをさせていただいております。三つ目の水替え工法、この度の雨量に関しましては、渇水期、当然に河川管理の県のほうも、渇水期でないといけないということで、渇水期の雨量を想定して工事は考えております。それに伴ういろんな補強であるとか、そういうところは検討しておりましたが、11月2日の雨は、これまで想定になかった、過去5年間見ましても11月にこれほどの降雨があったことはない。で、しかも降水時期、皆さんがウォーキングされるところまで、以上に上がってしまったというところで、仮設資材が流れた。現場事務所とかそういった必要な資材につきましては、避難さしておりましたので無事でございます。で、そういった仮設資材につきましては、前回御質問あって答弁してもらいましたけれども、工事費の1パーセントを超えるものについて、受注者ですね、受注者のほうから、そういう協議が出た場合には、それを、町のほうと協議をして負担することを検討するんですが、この度は1パーセントを超えておりませんし、受注者のほうも、そういった協議は必要ないということで、資材に関しては、新たな費用は発生しませんが、国道の護岸、兼用護岸が崩れましたので、そこを、県のほうで仮復旧させていただいております。また、同じような雨が降ったら、その護岸があらわれて崩れちゃいけないということで、そこの護岸の根を補強するものを、石を並べて補強し

ておりますので、その費用が追加で発生しているものでございます。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）はい。ちょっと補足で説明をさせていただきます。何のための調査かという部分でございますが、課長が説明した内容ももちろんなんですけれども、やはり事前に調査をして、どれぐらいの工事費がかかるかっていうのを算定しませんと、議会のほうにですね、予算の審議をしていただくための資料がございませんので、そのための調査がやっぱり重要になってくると思っております。ただ、言われるように、詳しく調査をすればするほど費用はかかってまいります。ですので、その辺の調査のバランスを見ながら調査範囲を決定をして、想定をする中での工事費、予算額を積み上げて、議会のほうにですね、予算の確保をお願いをさせていただいておるというものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何かね、ただ、言い訳にしか聞こえんわけじゃがね。例えば1か所四、五百万円もボーリング調査がかかる、10か所やれば5,000万円、ほいじゃ、この工事は、多分9,000万ぐらいだったと思う。最初から1億5,000万で発注すれば済む話。追加のほうが大きい。今も言ったような、答弁はなかったけども。前日に土のう袋なんかどけたじゃないか。その費用は若干要るかも分からん。想定外であり。ところが川に出水じゃあ濁水じゃなんかいうてね、付きもんじゃ言うてるわけよ。そんなことは事前に、幼稚園の子でも想定しとるよ、川に水が出るじゃあ出んじやいうのはね。それを、今になって慌てて、プロである土木業者がね、水が出たから、ほんじゃ水が出てこんかったら、どうなんか。まだ追加要るんか。逆に工事費返納するんか。そこらまでどういうふうにするんだ、契約書。そういうところが全く見えとらん。ただ、業者か何かから、泣き言があったから、面倒見ましょう。それ、入札の意味ないじゃないか。そこらを含めて再度ね、詳しく説明。ただ、もう何か知らんが、業者から泣き事があったから、かわいそうだから面倒見ようか。新年度も2億5,000万ぐらいあったかの。畝橋の橋脚なんか、積算があったと思うけども。これまた同じことじゃ。ね、国道に交通量が激しかった。追加工事が要りますよ。ね。当然、畝、2号線側、町道、1メートル50上がる。恐らく国道側もなんぼかある。そうすると、擦付があつて、今言ったように、交通量が多いから、また追加ね、それにおまけに、こんだあ夜間工事になりました。また追加になりました。何を積算しておるんか。事前調査が必要。それらしきものをやるのは、そ

れは当たり前のことなんよ。その辺があんたらがプロじゃないのか。そこらがね、全く考慮されとらん。その辺も含めてどうなのか。

○議長（桑原）部長、よろしいですか。いいですか。はい、課長。

○建設課長（早稲田）はい。おっしゃられるように、多額の費用を予算化させていただいて、設計して、発注させていただいております。で、ボーリング調査につきましても、必要な箇所を最低限、必要な、土の箇所を必要な個数、最低限やらさせていただいておるところでございますが、この度は想定外になった。その中で金額につきましては、先ほどの、本来、この時期、渇水期に降る雨量でないものが降った、想定外のものに対して、通常その時期に降ったとしても、国道護岸が崩れることっていうのは想定しておりませんでした。その護岸が崩れたものについては、県のほうで仮復旧していただきましたけれども、また、そういったことが起きてはいけませんので、そのために護岸の補強、石を並べて補強させていただいております。で、いろんな追加が出るという御指摘ございませぬけれども、そういったところ、想定内ですね、そういうことがないように、いろいろ設計、積算しておりますけれども、この度は、想定外の部分であったので、やむを得ないものと考えております。

○議長（桑原）よろしいですか。契約書の内容なんかを聞かれたんじゃない。建設課長。

○建設課長（早稲田）はい。契約内容について、当然変更ございましたら、変更契約が必要というところで、今回のような、先ほどの自然災害等で、でたもので1パーセントを超えないものにつきましては当然みませんし、超えたものにつきましては協議によって、みるみないというのを判断をさせていただきます。ですから、当然数量が減ったとかなりますと、減額の変更はさせていただく形になるものでございます。

○議長（桑原）部長。はい、部長。

○建設部長（木村）おっしゃられるように、今回は、当然、川の中でする工事ですので、それは業者さんも、それを御了解いただいた上で受注はさせていただいております。町の発注に当たっては、先ほど来課長が説明しておりますように、渇水期、雨が少ない時期に出して、それでも雨が降ったときの増水ラインというのを想定して、仮設計画を組んでやっております。ただ、先ほど来言っておりますが、今回は雨が想定よりも強いものが、過去に例のない強いものが降ったので、それによって土のう等が流出したんですけれども、契約約款上は1パーセント以内については増額変更はみませんよという話になっておりますので、約款に基づいた適切な対応をとらせていただこうと思っております。

す。

○議長（桑原）部長。答弁漏れがあったときには、追加説明してあげてください、ね。3回しかできないわけですから、質問が。はい。お願いします。ほかにございますか。玉川議員。

○5番（玉川）5番、玉川です。今回、工期の変更だけが計上されておりますので、特に補正予算、出されておられませんので、この3か月延びたことによる人件費等発生するかどうかと思うんですけど、それについては、業者が自助努力されるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）先ほど、最初の答弁で説明させていただきましたように、この度の工期を延ばしたところで当然、矢板のほうの設置のほうも日数が変わっておりますので、そういった精算であるとかその日数が延びた賃料の精算、これは、精算をさせていただいて、契約変更、金額の契約変更をさせていただくことになるものでございます。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）説明でも申し上げたんですけど、今回は、まずは工期を述べさせていただくんですけども、先ほど来説明しておりますように、額、請負額の変更も今後想定しております。ただ、いまの時点でどれぐらいというのがなかなか申し上げられませんので、今回は上げてないんですけども、その精算額のめどが立った段階で、それが、専決処分の対象範囲になるのか、新たに議決をいただく金額になるのかというのちょっと今の段階では申し上げられませんけれども、金額のほうの変更というのは今後実施してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第26号議案について採決を行います。お諮りいたします。第26号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第27号議案、財産の取得について、教師用教科書等を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第27号議案、財産の取得について。この度、教師用教科書等の売買契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課（倉本）それでは、議案書5ページをお願いいたします。第27号議案、財産の取得についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、町議会の議決を求めるものでございます。品名は教師用教科書等、購入金額は1,597万4,281円、受注者は沢井書店、納入期限は令和7年4月4日です。続きまして、資料3の見積徴収状況をお願いいたします。この度の見積徴収の相手方は沢井書店で、見積徴収の結果、沢井書店を契約の相手方と決定いたしました。内容につきましては、担当課から御説明いたします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）資料4をお願いします。1、目的についてでございます。小・中学校の教科書改訂に伴いまして、教師用の教科書及び教師用の指導書を購入いたします。併せて、学校におけるデジタル環境の充実に向けて、指導者用のデジタル教科書を購入し拡充するものでございます。2、内容は記載のとおりでございます。続きまして、3、一者随意契約の理由についてでございます。広島県の教科書供給業務につきましては、教科書を迅速、確実に供給するため、教科書発行者から広島県教科用図書販売に委託されており、広島県教科用図書販売と契約を締結している教科書取扱書店から教科書を購入する仕組みとなっております。本町におきましては、この契約を締結してる書店が1者に限定されているためでございます。4、スケジュールは記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○10番（宗像）何点かお聞きしたいんですが、まず指定業者、これは、地区が限定されているのかどうか。販売される地区が。それから、次に、教科書の価格決定になっておりますけども、これは割引が全くないのか、あるのか。例えば、地区外の業者を使った場合、入札をした場合に、それが、価格が1円でも2円でも下がるんかどうか。最後に、

これ、何冊を予定しているのか。1冊当たりの単価は、平均単価はどのくらいなのか。何冊予定し、教師にそれぞれ配られると思うんですが、その分は何冊予定されて、その1冊当たりの平均単価はどのくらいするんかどうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）大きく今3点御質問があったと思います。順番がちょっと変わりますが、まず、割引のことがあったと思いますけども、これにつきましては、一切ございませんので、どの書店で購入してもですね、同じ料金でございます。地区のことも御質問ありましたけども、この地区につきましても、こちらにありますように、教科書の販売業者のほうから、取扱書店のほうに契約をされるときに、地区のほうも、その契約書で限定されておりますので、こちらから選択することはできませんので、一つに限定されるということが言えます。あと、冊数と平均単価ということでございますけども、冊数につきましては、全教科でございますので各教科当たりということになるかなと思いますけども、基本的には、学級数の数ということになります。小学校が約70少々、中学校が30学級、合わせまして100学級以上ございますので、それらが冊数ということになるかと思えます。単価につきましては、実は、教科によってですね、かなり差がございますので、この度ですね、こちらに上げている内容につきましては、教師用の教科書は、基本的にはですね、数百円単位でございます。指導書、(2)の指導書につきましては、額のほうが、数千円単位のもの、これ教科によって変わりますので、数千円単位のものでございます。デジタル教科書につきましては、いろんなコンテンツございますので、かなりいろんなものがセットになっておりまして、これらについては、数万円単位の単価になっております。以上でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）まず、ペーパーでの教科書、これ、冊数は分からないいうて、各教科ごとに全部あるんじゃないんですか、教師用資料というのは。となれば、当然この約1,400万だったと思うんですが、これを発注する以上は、冊数が分からなくて発注するんですか。各クラス、約100クラスあるから100クラスが冊数ですいうて、100冊しか買わないんですか。教科の数だけ要るんでしょう。たら、大体何冊ぐらいというのは分かるわけでしょう。デジタル教科書については分からないにしても、少なくとも、そうじゃないんですか。それから、これ、町長のほうへちょっとお願いしたいんですが、1冊当たり今おっしゃられたように、千円。数千円。まとめたら確かに1,000万円になるけども、

これ、冊数まとめて全部、これ、財産購入ということは、まとめて、その本をまとめて全部管理するんですか、財産として。実際にはできないですよ。これを財産購入にすべきなんです。確かにトータルでは財産購入に値すると思うんですよ。個別の冊子、デジタルの分はちょっと違うにしましても、少なくとも本で買うものっていうのは、これ財産購入手続に例外規定をつくるべき案件じゃないんですか。じゃあ、図書館で買いますよ。10万円超えたら、全部こうやって契約かけて財産取得かけてくるんか、取得の場合には、600万かな。だったと思う。600万か700万だったと思うんですが、ちょっと記憶してませんが、それは、やっぱり例外規定、1冊当たりの単価にしたら、それで1冊当たりの単価を聞いたんですよ。本当にこれ契約を、議会にかけにゃいけんような案件なんかどうか。必要なものですよ。できるだけ先生方も勉強するために、1日でも早く手に入れるべきだと思うんで、そうする、そういう段階で、まとめたら確かに単価になると思います。でも、じゃ、それをまとめて、ほいじゃ管理してるんですか。実際には、先生方が全部配られて個人個人が管理してるはずですよ。だから、実際これ、財政担当の方にも聞きたいんですが、本当にあなた方、これ、財産管理ができるんですか、まとめて。きちんと毎年、ほいじゃ、その冊数が残ってるかどうかチェックされてるんですか、現実にはできないですよ。これを財産取得に上げる必要があるんかどうか、ちょっとその辺についても説明を求めます。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課（倉本）購入後の管理については、ちょっとまだ、ひとまず置いておきたいんですけども、まず今回、購入に当たりましては、小・中学校の教科指導に際して、教師が必要な教科書及び指導書が必要であるということで、購入されたものでございます。で、これを購入に際して議会認定にかけるかどうか否かというその判断基準といたしましては、契約1件、契約に際しての入札、入札にかけるに際しての予定価格が700万円以上の財産取得に関しては対象となるということでございますので、今回はそのように整理して、させてもらったものでございます。

○議長（桑原）教育次長。説明をお願いします。駄目なんですか、できないんですか。学校教育課長、どうぞ。

○学校教育課長（小村）教科書等のもので、指導書の管理のことということで御質問いただいたと思っています。これにつきましては、当然備品管理でございますので、年度末に一旦全て学校のほうで集めまして、数のほうの管理をし、こちらに報告をするという

ような仕組みをとっているところでございます。あと、冊数のことをおっしゃったと思いますけども、今ちょっと詳細な数字をこちらには持っておりませんが、議員おっしゃるとおり確実に数字のほうはございますので、後から資料の提供のほうさせていただきたいと思っております。

○議長（桑原）ほかにございませぬか。ちょっともう一遍、ちょっと。回数なしで、はい、はい、宗像議員。

○10番（宗像）いや、例外規定をつくる必要があるんじゃないんですかっていうた意見について、で、それと、700万、分かってますよって言うてる。1契約はそうだけど、単価当たりに考えたらどうなんですかって言ったの、答弁がされてないんですが、その2点。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課（倉本）はい。個別の1件1件の単価でいきますと、おっしゃるとおり、そのような金額になると思うんですけれども、今回はあくまで、教師用の教科書及び指導書について、学校での指導の必要上、一括で購入する必要があるということでもって、一括で購入させてもらっていると考えておりますので、であれば、それに際しての入札の予定価格700万以上で判断するものと考えております。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（山崎）例外規定を設けるべきではないかという御指摘について御答弁申し上げます。こういった物品の購入をする際に、通常想定されるのは、例えば、大きな医療機器であったりとか、そういう数千万単位のものを購入するときということが簡単に想定されることなんですけれども、これ以外にも、単価の安いもの、例えば、コロナのときにマスクを数千枚とか買ったんですけれども、こういったものも対象になっております。これは、契約ごとに、金額がその上限に達しているかどうか、議会の承認を求めべき契約であるかどうかということをお問うものでございますので、安易に、単価が安いので何回かに分けて議会の承認を求めようという形での契約をしてはいけないということは実例でも言われておりますので、そのような形で、本町でも運用しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）中身については僕も理解してます。そのことじゃなくて、教科書ってのは3年に一遍は必ず出てくる案件ですよ。1冊当たりの単価を見ればそうなんです、そ

の部分について、これにかけなくてもいい条例などして、例外規定を作られたらどうですか。その考えは全くないんですか、検討する気もないんですかということをお聞きしたかっただけです。御答弁をお願いします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（山崎）はい。内容的には繰返しになりますけれども、こういった議会で、1件当たりの契約についてこのような金額がかかっているということも含めて御説明をした上で、承認をいただいた上で契約をしたいと考えておりますので、教科書につきましても同様に、今後も同じような形で運用してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。玉川議員。

○5番（玉川）5番、玉川です。補正予算のところで、コンピュータ、借り上げよりも購入したほうが補助金を活用したら有利になるということだったんですけど、これ見る限りは、違うとこ言った、教科書だった。失礼いたしました。訂正します。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第27号議案について採決を行います。お諮りいたします。第27号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、第28号議案、令和6年度海田町一般会計補正予算第8号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第28号議案、令和6年度海田町一般会計補正予算第8号。この度の補正予算につきましては、教職員用コンピュータ借り上げに係る債務負担行為の廃止の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課（倉本）それでは、第28号議案、令和6年度海田町一般会計補正予算第8号について御説明いたします。資料といたしまして、資料6、小・中学校教職員用パソコ

ン整備の概要を提出しております。説明はこの資料6により行わせていただきます。なお、この第28号議案の内容につきましては、後ほど御審議いただく第29号議案と関連していることから、説明内容に、第29号議案に関する事項が出てまいりますけれども、内容説明の上で、やむを得ないところがございますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。それでは、改めて資料6、小・中学校教職員用パソコン整備の概要をお願いいたします。まず、1の経緯でございますが、町立小・中学校の教職員用パソコンを令和7年度に更新するに当たり、令和7年2月定例会において、令和7年度一般会計予算及び令和6年度一般会計補正予算について議決を得たところでございます。なお、調達費用の年度間負担を平準化させるため、リースによって調達することとし、歳出の予算費目は、使用料及び賃借料として措置しております。次に、2の本臨時会での補正予算提案の理由でございますが、国において新たにデジタル活用推進事業債、仮称ですけれども、これが創設され、教職員用パソコンの購入費用が対象となる見込みとなりました。この財源を活用するため、当該パソコンの調達方法をリースから購入に切り替えるというものでございます。これに伴い、3の補正予算の内容といたしまして、まず(1)の歳入といたしましては、デジタル活用推進事業債を活用いたしまして、3,560万円の増額。(2)の歳出といたしましては、まず表の下の行のほうでございますけれども、令和7年度一般会計に関しては、小学校ICT活用事業及び中学校ICT活用事業について、2月定例会において議決を得た歳出予算の使用料及び賃借料の全額を減額するとともに、新たに備品購入費を増額するものでございます。それに伴いまして、表の上の行ですけれども、令和6年度一般会計に関しては、債務負担行為として、2月定例会において議決を得た教職員用コンピュータ借上に係る額としての債務負担行為を廃止するものでございます。4のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。以上が全体像になりますけれども、この第28号議案で御審議いただく内容といたしましては、資料6の右側、(2)歳出の表がございまして、その上の行の、令和6年度一般会計で、教職員用コンピュータ借上に係る額として設定している債務負担行為を廃止する、この部分でございます。続きまして、議案を御説明いたします。第28号議案をお願いいたします。今回の補正予算につきましては、2ページの第1表、債務負担行為補正により、既定の債務負担行為を廃止するものでございます。以上で、令和6年度海田町一般会計補正予算第8号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第28号議案について採決を行います。お諮りいたします。第28号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第8、第29号議案、令和7年度海田町一般会計補正予算第1号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(竹野内) 第29号議案、令和7年度海田町一般会計補正予算第1号。この度の補正予算につきましては、小学校ICT活用事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長(桑原) 財政経営課長。

○財政経営課長(倉本) それでは、第29号議案、令和7年度海田町一般会計補正予算第1号について御説明いたします。資料6として、小・中学校教職員用パソコン整備の概要を提出しておりますけれども、こちらは先ほど御説明いたしましたので、省略させていただき、資料5の令和7年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料5の4ページ、5ページをお願いいたします。教育費、小学校費の小学校ICT活用事業につきましては、教職員用コンピュータの調達方法を、リースから購入に切り替えることに伴い、使用料及び賃借料を613万4,000円減額するとともに、備品購入費を4,281万7,000円増額するものでございます。6ページ、7ページをお願いいたします。教育費、中学校費の中学校ICT活用事業につきましても、教職員用コンピュータの調達方法を、リースから購入に切り替えることに伴い、使用料及び賃借料を306万8,000円減額するとともに、備品購入費を2,128万3,000円増額するものでございます。次に、歳入を御説明いたします。2ページ、3ページをお願いいたします。19款、繰入金につきましては、財源調整として、財政調整基金繰入金を1,929万8,000円増額するものでございます。その下の、22款、町債につきましては、国において新たに創設

されるデジタル活用推進事業債を活用して、3,560万円増額するものでございます。続きまして議案を御説明いたします。第29号議案をお願いいたします。今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,489万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億9,589万8,000円とするものでございます。2ページ以降につきましては、これまでの説明内容と重複いたしますので、省略させていただきます。以上で、令和7年度一般会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。玉川議員。

○委員（玉川）5番、玉川です。これ、読み解けば分かるのかもしれないんですけども、ちょっと分かりにくいので、このリースから購入に切替えた場合に、どれぐらい予算が縮小されるのか。リースじゃなくて、買上げということになると、何年か後に、やはり交換時期が来るとお思いますので、その辺りもしっかり計画を立てられてやってるのかとお思いますので、そこの辺りの説明をもう少し詳しくお願いいたします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）2点御質問いただいたと思います。まず、縮小分ということなんですけども、約1,470万程度になるかなと思います。で、今後の予定ですけども、これ、購入になってもリースになっても、5年を一つの計画としてですね、更新をしていく予定でございますので、どちらになっても計画に変更はございません。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）リースから購入されて財源がしっかりしたということで変えられたこと自体は問題ないと思うんですが、リースの場合には保守点検料が含まれてますよ。で、これ購入になった場合は保守点検料が予算化されてないんですが、これについてどう考えておられるのか。当然、必要になってくるんじゃないかと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）リースの場合と購入の場合の保守点検料についての御質問ですけども、この度のこの購入費用の中につきましても、保守点検料については含む計算でこのように予算を計上させていただいておりますので、条件としては同じ条件になるというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）5年間ですよ、今さっきおっしゃられたように。じゃあ、残り4年間は、4年間分もこれ負担をさすんですか。初年度の予算で。これ、契約上問題がありませんか。今おっしゃられましたね、5年間で、5年間残り、5年間分の保守点検料を含んだ金額にした、で、購入しますとおっしゃられたんですが、残り4年間分、これ、こういう契約ができる、こういう契約できるんですか。説明願います。

○議長（桑原）質問は、分かってますか、質問内容は。はい。学校教育課長。

○学校教育課長（小村）今契約の御質問だったと思います。今回、PCの購入に当たり、メーカー保証が5年間ということで、そのように回答のほうさせていただいたところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）いや、ハード面については分かりました。今度はソフト面のほうの保守点検は、これ別のところで契約を結ぶんですか。それとも、ハード面については5年間で、要は、要するにあえて契約しなくても、メーカー保証があるということで、これは理解しました。けれども、ソフト面の問題はどうか。今後、だから改めてほかのところで組むのか、別のそれぞれソフト関係自体で別々の保守点検を組んでおるのか、それについてちょっと説明願います。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）ソフト面の御質問だと思いますけども、これにつきましても、同じくですね、メーカー保証の5年と同じく保守のほうも同じようにメーカーのほうとですね、契約を結ばさせていただくところでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。前田議員。

○14番（前田）聞いとるほうも言うとるほうも全く分からんのじゃがね。たったこの間予算組んで、じゃあ、これで新年度行きましょう。それは購入であろう、リースであろう、そのことはどうでもええんじゃが、今補正いうの、どういうことなのか。全く理解できん。要するに、6年度の12月か10月か1月か2月か知らんよ。来年度はこういうものが要するというのは分かるとるはずなんよ。今補正いうのはどういうことなのか、ちょっとその意味がわし分からん。まだ執行もされとらん。その計画性というのかね、去年のうちかおとしぐらいで、もう今のパソコンは駄目になるとか、何かそういう計画があったんだろう。どういうことで補正になったの。ちょっとその辺聞きたい。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）まずですね、2月議会だったということがまず大きな理由の一つになるかなというふうに思うんですけども、その、議会のときにはですね、残念ながら、この財源の情報が我々のほうにはございませんでした。そうなりますと、それを除いた状態での計画、当然必要なものは分かっておりますので、それを御提案させていただきましたが、その以後にですね、このような有利な財源があるということで、改めて再検討してこのような状況になっているというふうに考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そこらが分からん、計画性がね。来年度いうたら、ある程度、業者にそれぐらいの参考予算いうものを聞けるじゃろ。漠然と、8,000万である、1億じゃ。何の情報もない。だから計画性もない。今になって慌てて、まだ執行する前に補正、意味が分からん。その計画性があるんだったら、それが暫定予算であろう、そういうものを計上すべきじゃない。その辺はどういうふうに考えられよるん。あなたらに全く計画性がないのか。その辺を聞きたい。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）パソコンの購入というか入れていくということにつきましては、5年ごとにですね、更新をしていくということで計画的に行っております。その手法がですね、リースで、2月については、予算を組ませていただきました。その後に、文部科学省のほうから、改めて、購入した場合に財源措置があるということが、2月議会途中というか、後ですかね、決まりましたので、その部分のお金の増減について、この度補正をさせていただいたという状況で、全額、この度補正ということではございませんので、その部分の日程調整等について御理解いただけたらと思います。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）何でそれを先に説明せんよ。わしらが今説明を受けたらね、単純によ、リースから購入したほうが率がええ、そのほうがええと。ほいじゃから、そういうふうに説明があるから、今までいろいろなもんでリースしておられるよ。それが、購入したほうが便利が良かったら、最初からそれをすればええじゃないかちゅうことを、わしら疑問に思うたんじゃが。今、教育長が言うように、の、あっちから聞いたからこういうふうに、こっちのほうがええです、ほいじゃ、当初からそういう説明をしなさいや。そうでなかったら、今までリースがずっと来てからリースでやっつるじゃあ。ほいじゃ、

そういうことがあったら、購入したほうがええじゃないか、というような考えもあるから、皆さんが説明を受けちよるんよ。最初からそういう説明をしなさいや。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）説明不足であったということであれば、申し訳ございませんでした。2月ですね、特別委員会的时候に、教育委員会分での説明の中で、まず、リースで購入する予定でございますが、質疑が終わった後にですね、改めて、財源の、今、予定がありますので、購入にかえさせていただく臨時議会についてかけさせていただくという旨をお伝えしたというふうに記憶をしておりますので、その部分で説明が足りなかったんであれば、この度、改めて説明をさせていただいたということでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（桑原）ほかにございますか。下岡議員。

○9番（下岡）使用期間についてちょっと正確な説明をしてほしいんですけども、資料6についてですね、リースだろうが、購入だろうが、5年利用するという説明があるんですけども、資料6のところですね、令和12年度まで使用すると。一方では、一番下のスケジュールのところではですね、令和7年9月から更新・運用開始、ね。7年の9月から令和12年度の年度末までやったら5年半使用することになるんですけども、ちょっと正確に、5年なのか5年半なのか、そこんところを説明してください。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）期間のほうでございますが、令和7年9月から令和12年度の8月までの5年間でございます。

○議長（桑原）説明よろしいですか。はい。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第29号議案について採決を行います。お諮りいたします。第29号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、3月31日をもって退任をされます山崎副町長から発言の申出がございますので、これを許します。副町長。

○副町長（山崎）お許しをいただきましたので、退任に当たりまして、御挨拶を申し上げます。まず、2年間、大変温かく接してくださいました、御指導くださいました桑原議長、崎本副議長をはじめ、議員の皆様方に心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。ありがとうございました。思えば、2年前にここで御挨拶した際には、議場も、旧庁舎の赤いじゅうたんの議場でございました。それから2年の間に、庁舎移転、そして、西田町長から竹野内町長へのバトンタッチということで、海田町の町政の大きな転換点に立ち会うことができたと思っております。その間、先ほども申し上げましたけれども、様々、ときには厳しい異論もございましたし、一方で、とても優しく温かく接していただいて、とても楽しく幸せな2年間だったと思っております。本当に心から思っております。今後は、4月以降は広島県庁で勤務をすることとなっておりますけれども、引き続き、海田町、そして広島県の発展のために、もとより微力ではございますが、力を尽くしてまいりたいと考えております。どうぞ引き続き御指導くださいますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（桑原）御苦勞様でした。以上で、副町長の退任の挨拶を終わります。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（竹野内）はい。皆さん大変お疲れ様でございました。本臨時会に提出していただきました全ての議案につきまして慎重に御審議の上、原案どおり議決をいただきましたことを厚く御礼を申し上げたいと思います。先ほど山崎副町長から最後の御挨拶ということで、何か後生の別れのような形で、何かちょっと、うるっと来たんですけども、別れもあればですね、新しい出会いもあるということで、4月からはですね、新しい副町長を迎えまして、また組織の人事の異動もですね、ございますので、更にですね、力を入れてですね、本町行政の推進に努めてまいりたいというふうに思っております。皆様方におかれましてはですね、引き続き町行政に御理解御協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（桑原）閉会に当たりまして、私より一言御挨拶を申し上げたいと思います。本日、副町長の選任同意が可決されました。4月から新しい副町長を迎えることになりました

が、これまで2年間、山崎副町長には、海田町発展のため、町長を支え、政策や企画、立案を行うとともに、様々な問題解決にお力添えをいただきました。また、職員の監督、育成にも御尽力をいただきましたこと、この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。県に戻られましても、海田町での経験が新しいポジションでの活躍につながることを信じております。御自身のキャリアが更なる高みへ進むことを心よりお祈りを申し上げまして、私からの閉会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。拍手をお願いします。

(拍手)

○議長（桑原）ありがとうございました。以上で、令和7年度第2回海田町議会臨時会を閉会をいたしたいと思います。大変御苦勞様でした。

午前10時24分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 7年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員